

政令番号266 テフルトリン

各都道府県での農薬の使用先別使用量（平成25年度）

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

都道府県コード	都道府県名	使用量 (kg/年)							使用量合計
		田	果樹園	畑	ゴルフ場	森林	その他非農耕地	家庭園芸	
1	北海道			1.1E+3					1,076.5
2	青森県			9.9E+2					988.0
3	岩手県			2.3E+2					227.5
4	宮城県			1.1E+2					111.5
5	秋田県			2.4E+1					23.5
6	山形県			1.3E+2					128.5
7	福島県			8.2E+1					82.0
8	茨城県			1.6E+3					1,602.0
9	栃木県			1.9E+2					192.5
10	群馬県			3.6E+2					362.5
11	埼玉県			6.2E+2					618.0
12	千葉県			2.3E+3					2,282.5
13	東京都			6.3E+1					62.5
14	神奈川県			4.7E+2					471.5
15	新潟県			1.3E+2					133.0
16	富山県			7.3E+1					73.0
17	石川県			1.0E+2					101.0
18	福井県			2.5E+1					25.0
19	山梨県			6.0E+0					6.0
20	長野県			9.3E+1					92.5
21	岐阜県			9.7E+1					97.0
22	静岡県			7.9E+2					790.0
23	愛知県			2.6E+2					260.0
24	三重県			1.0E+2					101.0
25	滋賀県			5.3E+1					53.0
26	京都府			6.4E+1					63.5
27	大阪府			2.0E+1					20.0
28	兵庫県			1.2E+2					117.0
29	奈良県			2.0E+1					19.5
30	和歌山県			7.2E+1					71.5
31	鳥取県			8.5E+1					85.0
32	島根県			1.4E+1					14.0
33	岡山県			6.0E+1					60.0
34	広島県			6.8E+1					67.5
35	山口県			4.2E+1					42.0
36	徳島県			1.0E+2					104.5
37	香川県			3.7E+1					37.0
38	愛媛県			3.5E+1					34.5
39	高知県			7.1E+1					71.0
40	福岡県			1.6E+2					158.5
41	佐賀県			5.6E+1					56.0
42	長崎県			3.3E+2					325.5
43	熊本県			3.5E+2					350.0
44	大分県			3.6E+1					36.0
45	宮崎県			5.2E+2					519.0
46	鹿児島県			5.6E+2					558.0
47	沖縄県			4.9E+1					49.0
	全国			1.3E+4					12,819.5